



## ご確認ください 年末年始の業務



	12月27日 火	12月28日 水	29日 木	30日 金	31日 土	1月1日 日	2日 月	3日 火	4日 水	5日 木
役場の業務 ☎②2111	通常業務		日直 (9時～17時)		お休み		日直 (9時～17時)		通常業務	
可燃ごみの収集 町民課☎②2113	収集	収集なし		収集 (年内最終)	お休み			収集なし		
循環バス「きらきら号」 まちづくり課☎②2114	通常運行		運休					通常運行		
ごみの直接搬入 伊地山クリーンセンター ☎⑨2148	通常業務			通常業務 (16時まで)	お休み				通常業務	
資源物回収所 町民課☎②2113	資源物の受入実施 (9時～17時)				お休み		資源物の受入実施 (9時～17時)			
し尿収集 香取清掃センター ☎⑥6244	通常業務 ※申込み 26日/月まで	正午まで ※申込み 26日/月まで	お休み					通常業務		
火葬業務 北総斎場 ☎⑦3166	通常業務			友引休み		お休み			通常業務	

▶ 役場へ緊急時の連絡先 総務課☎②2111

▶ 破砕を要するもの（ダンス、フトン、カーペット等）及び枝木等を伊地山クリーンセンターへ搬入する場合は、12月20日⑩16時までに搬入をお願いします。

▶ し尿汲取りを希望される方は、12月26日⑩16時までに申込をして下さい。

▶ コンビニ等での住民票の写し、印鑑登録証明書の交付は12月29日⑩～1月3日⑩は休止となります。



## 事業者の皆様へ

## 従業員の方の個人住民税は特別徴収で納めましょう

令和5年度（令和4年分）の給与支払報告書提出期限は令和5年1月31日⑩です。

特別徴収とは、事業主が従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入いただく方法です。事業主は、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収を行うにあたって、事業主は従業員が居住する市町村に給与支払報告書を提出する必要があります。

手続きなど、詳しくはホームページをご覧ください。

### 「千葉県下一斉 滞納整理強化期間」

千葉県と県内全54市町村は連携して  
滞納整理に取り組んでいます。

強化期間：10月～12月



千葉県 個人住民税 特別徴収 検索

▶ 問合せ：町民課税務係☎⑦2112、千葉県総務部税務課☎043-223-3099